投票区・投票所を統合・再編します

●28投票所を15投票所に統合・再編

内子町選挙管理委員会（大星通（とおる）委員長）は、町内に28カ所ある投票区・投票所の統合・再編について検討してきました。また町民の皆さんから寄せられた意見（パブリックコメント）を踏まえて協議を行いました。

これらの結果、次のとおり投票区・投票所を15カ所（内子地区７、五十崎地区３、小田地区５）に統合・再編することを決定しましたのでお知らせします。皆さんのご理解とご協力をお願いします。

●見直しにあたっての基本方針

有権者数、投票所までの距離、交通事情などを考慮し、次の考え方に基づいて検討しました。

▷投票区

⑴小学校区を基準とする。

⑵自治会単位で統合する。

⑶原則として、有権者が300人以下の投票所は統合する。ただし、地域性や歴史、道路網などを考慮する。

▷投票所

原則として現在の投票所を使用する。ただし一部の投票所は、交通の利便性や駐車場の状況などに応じて変更する。

●期日前投票所は従来どおり

期日前投票所は、これまでと同様に内子町役場本庁、内子分庁、小田支所の３カ所に設置します。また投票の機会が増えるよう、設置期間や投票時間などを見直します。

●25年１月から新体制に

25年１月１日以降に執行する選挙から新体制で実施します。

●新しい投票区・投票所

新投票区	区域（自治会）	投票所
第１	六日市、廿日市、畑中、第五、中央、八日市	内子町役場内子分庁
第２	城廻、論田	内子東自治センター
第３	和田、大瀬、川登	大瀬小学校
第４	程内	元程内小学校
第５	池田、村前	村前自治会館
第６	長田、立川	立川小学校
第７	河内（※）、石畳	石畳自治会館
第８	五十崎龍王、五十崎新町、五十崎中央、神南	五十崎幼稚園
第９	平岡、東沖、西沖、柿原、重松、宿福	五十崎自治センター
第10	御祓	御祓小学校
第11	上川、中川、本川	参川体育館
第12	平野、小田	林業センター
第13	寺村（※）、南山、立石	小田小学校
第14	吉野川、中田渡	森の里研修センター
第15	上田渡、臼杵	田渡小学校（元田渡幼稚園）

▷※は、これまで同じ自治会内で投票区が異なっていた区です。今回の見直しで自治会単位に再編しました。
- 河内５区 → 第７投票所
- 恩地 → 第13投票所

▷第７投票区の投票所は、「農村活性化センター」から「石畳自治会館」へ変更しました。

【問い合わせ】
内子町選挙管理委員会
（総務課　庶務係内）
☎０８９３（４４）６１５０

自転車の交通違反情報学校連絡協定を締結

内子町教育委員会と内子町ＰＴＡ連合会は９月３日、それぞれ大洲警察署と、「内子町児童・生徒にかかる自転車の交通違反情報学校連絡協定」を結びました。

これは児童・生徒の自転車事故が増加していることを踏まえて、互いの連携を強化し、子どもたちを交通事故の被害者にも加害者にもさせないための取り組みです。

同協定に基づき、今後は違反者に対し警察からアラームカード（警告書）が交付され、その情報が学校にも通知されます。

【問い合わせ】
内子町教育委員会（内子分庁内）
学校教育課　学校教育係
☎０８９３（４４）２１２４

25年度奨学生を募集します

経済的な理由で就学が困難な人に対して、「内子町奨学金」「高畑奨学金」を貸与します。

●募集人員（予定）

▽内子町奨学生

⑴高等学校奨学生　６人

⑵大学奨学生　７人

▽高畑奨学生

大学奨学生　１人

※大学奨学生には、専門学校などに進学する人を含みます。

●貸与金額（予定）

▽内子町奨学金

⑴月額　１万８０００円

⑵月額　５万円

▽高畑奨学金

月額　７万円

●貸与期間

25年４月から、進学した学校の最短修学期間

●貸与資格　日本国民であって保護者が内子町に在住し、来春高等学校または大学などに進学を希望する人。

●出願方法　在学している学校を通じてお申し込みください。

【問い合わせ】
内子町教育委員会（内子分庁内）
学校教育課　学校教育係
☎０８９３（４４）２１２４

粗大ごみを収集します

不燃ごみで処理することができない家庭からの粗大ごみを、有料で収集します。

●収集予定日

⑴12月中旬（申込締切11月30日）

⑵25年３月（申込締切 ２月28日）

●収集方法

事前に申し込みの上、指定された日時に収集場所へごみを持ち込んでください。その際、品目ごとに定められた料金を徴収します。

※持ち込みが困難な場合は、ご相談ください。

※品目によっては、町で処理できない場合があります。詳しくはお問い合わせください。

【申込・問い合わせ】
環境政策室
☎０８９３（４４）６１５９

共に「エコロジータウン内子」を考えよう

内子町の環境政策などについて共に考え、意見や提案を行う各種委員を募集します。ぜひご応募ください。

●募集内容

⑴一般廃棄物処理基本計画策定（改訂）委員　若干名

▷内容　策定委員として、計画の見直し・検討を行う

▷任期　24年度末まで

⑵産業廃棄物処理場調査委員　若干名

▷内容　町内の産業廃棄物処理場の視察調査（１～２回）と町が行う水質検査などへの意見・提案を行う

▷任期　２年間

⑶環境保全審議会委員　２人

▷内容　審議委員として、環境施策に関する町長の諮問に応じ、意見・提案を行う

▷任期　２年間

●応募要件　平日（昼間）の会に出席できる人

●応募締切　11月16日（金）

【応募・問い合わせ】
環境政策室
☎０８９３（４４）６１５９

内子町臨時職員を募集します

●採用職種・募集人員など

職種	募集予定人数	勤務場所	必要な資格	賃金
保育士	18人	保育園・児童館など	保育士の資格	（月額）15万2,800円
保育園調理員	1人	保育園	（特になし）	（月額）13万3,100円
施設指導員	2人	障害者地域活動支援センターかいと		
施設事務職員	1人	うちこ福祉館		（月額）14万100円
事務職員	4人	内子町役場（本庁・分庁）		
伝統文化施設職員	8人	伝統文化施設		
幼稚園教諭	8人	幼稚園	幼稚園教諭免許	（月額）15万2,800円
図書館司書	2人	内子町図書情報館	司書免許	
給食センター調理員	9人	内子給食センター・小田給食センター	（特になし）	（時給）780円
学校調理員	6人	各学校		（日額）6,330円
運転手（給食センター）	2人	内子給食センター	大型二種免許	（日額）6,750円

●任用期間
25年4月1日から6カ月間
※勤務成績が良好であれば更新可能

●応募資格
次の(1)・(2)の条件を満たす人
(1)25年4月1日現在の年齢が18歳以上59歳未満（運転手は63歳未満）の人
(2)地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号のいずれにも該当しない人

●勤務条件
▷勤務時間：原則、午前8時30分～午後5時15分（7時間45分／日）。土・日曜日、祝日、年末年始は休み。
※ただし、勤務体制が異なる職場もあります。
▷休暇：有給休暇、特別休暇あり
▷手当てなど：各種手当、保険あり

●採用試験
▷選考日　12月9日（日）
※都合により変更する場合があります。
▷場所　内子町役場
▷選考方法　面接
※詳しくは、申込者に通知します。

●応募方法
次の書類を提出してください。
(1)申込書
※総務課、内子分庁、小田支所にあります。また内子町ホームページからもダウンロードできます。
(2)必要な資格がある場合は、資格証明書の写し

●応募受付期間
11月5日（月）～21日（水）

【応募・問い合わせ】
総務課　人事給与係
〒795－0392
内子町平岡甲168番地
☎0893（44）2111
http://www.town.uchiko.ehime.jp/

原子力防災研修会を開きます

福島第一原発事故の発生以来原子力災害への備えが重要視されています。町の一部が伊方原発から30キロ圏域にある内子町では、どのような備えが必要なのでしょうか。

福島原発から30キロ圏外にありながら計画的避難区域に指定された福島県飯舘村・菅野典雄（のりお）村長を迎え、研修会を開きます。多数ご参加ください。

●日時　11月19日（月）午後6時30分～
●場所　内子町共生館
●入場料　無料
【問い合わせ】
総務課　危機管理班
☎0893（44）6150

25年度 町立幼稚園入園児を募集します

●募集幼稚園と対象区域

園名	対象区域
内子幼稚園 ☎0893（44）2400	町内全域
立川幼稚園 ☎0893（45）0134	※参川・小田・田渡地区を除く
五十崎幼稚園 ☎0893（44）3158	
参川幼稚園 ☎0892（52）2389	参川地区
小田幼稚園 ☎0892（52）3419	小田・田渡地区

●対象園児
平成19年4月2日～22年4月1日生まれの子

●経費
入園料　1000円
授業料（月額）5000円
※この他に給食費・教材費・PTA会費などが必要です。

●申込方法
入園を希望する幼稚園に「入園願」を提出してください。
※入園願は各幼稚園・内子町教育委員会にあります。

●募集期間
12月3日（月）～26日（水）
【問い合わせ】
内子町教育委員会（内子分庁内）
学校教育課　学校教育係
☎0893（44）2124

第8回内子町駅伝競走大会参加チームを募集します

●大会日時
平成25年1月20日（日）
▷正午～　開会式（内子分庁駐車場）
▷午後1時　スタート（内子高校）
※雨天決行。荒天の場合は2月3日（日）に延期

●コース区間

区	区間	距離
1	内子高校 — 富長集会所前	4.3キロ
2	富長集会所前 — 柿選果場前	3.1キロ
3	柿選果場前—大瀬小学校前—大瀬中学校前（折り返し）	2.9キロ
4	大瀬中学校前 — 柿選果場前	2.1キロ
5	柿選果場前 — 富長集会所前	3.1キロ
6	富長集会所前 — 内子高校	4.3キロ

●参加資格
中学生以上で、内子町内に在住または勤務（通学）する人。オープン参加は不可

●種別
①一般男子の部（1部・2部）
②一般女子の部
③高校男子の部　④高校女子の部
⑤中学校男子の部　⑥中学校女子の部

●チーム編成
各部とも監督1人、選手6人、補欠1人

●申込方法
所定の申込書で自治・学習課または各自治センターへお申し込みください。

●申込締切　12月17日（月）※必着
【申込・問い合わせ】
内子町教育委員会（内子分庁内）
自治・学習課　生涯学習係
☎0893（44）2114

○豊秋橋の耐震補強工事を行います

豊秋橋の耐震補強工事に伴い周辺の河川敷を終日立ち入り禁止とします（豊秋橋は通行可）。ご迷惑をお掛けしますが、ご理解とご協力をお願いします。

●**工事期間**　**（立入禁止期間）**
11月上旬～25年3月下旬

●**工事箇所**　五十崎～平岡
（豊秋橋）

●その他　立入禁止箇所には進入防止柵を設置します。

【問い合わせ】
○発注者：大洲土木事務所
道路課
☎０８９３（２４）５１２１
○請負業者：久保興業㈱
☎０８９３（４４）３１２５

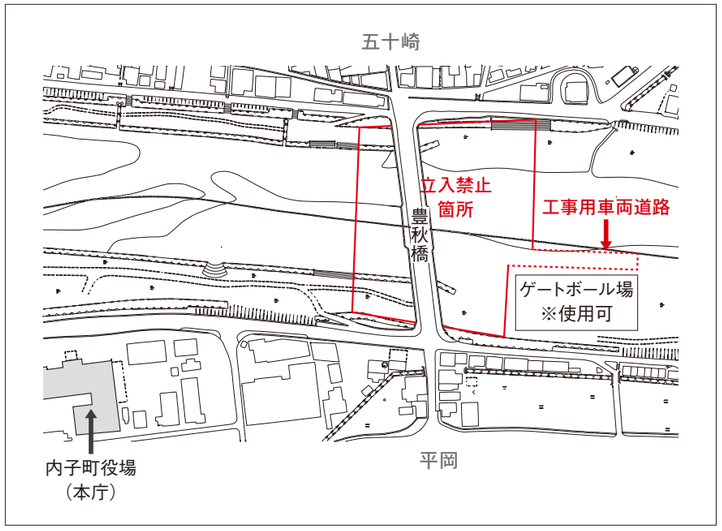

赤の実線と点線で囲まれた範囲が立入禁止箇所になります。

○耐震診断・改修の補助制度をご利用ください

あなたのお住まいの耐震性は大丈夫ですか。

近い将来に発生するといわれている南海地震などの災害に備え、木造住宅の耐震化を行いましょう。

●**昭和56年以前の建築物は注意**

阪神・淡路大震災では、亡くなった原因の約9割は建築物の倒壊や家具の転倒による圧死でした。特に新耐震基準が導入された昭和56年以前に建てられた建築物に被害が集中した一方、57年以降の建築物の7割以上は、軽微な被害または無被害となりました。

●**56年以前に建てられた住宅は、まず耐震診断を受けましょう**

現地で建築物の状況を調査し耐震改修工事が必要かどうかを判定します。耐震診断の結果、倒壊する可能性があると判定された場合は、耐震改修工事を行いましょう。

●**補助制度をご活用ください**

内子町は木造住宅の耐震診断や耐震改修工事費用の補助制度を設けています。気軽にお問い合わせください。

【問い合わせ】
建設デザイン課　建築営繕係
☎０８９３（４４）６１５７

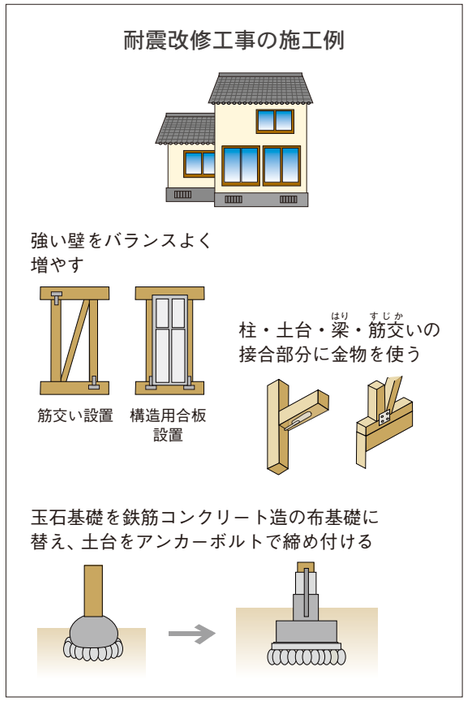

人権コラム＊幸せへの道

考えましょう　同和問題

同和問題は、日本の歴史的発展の過程でつくり出された、日本固有の人権問題です。

被差別部落と他地域との生活環境の格差は、対策事業などによってかなり改善されました。しかし身元調査、差別発言、差別落書、結婚・就職時の差別など、まだまだ一部の人の差別意識は解消されていないのが現実です。

町内でも平成20年に差別発言事件、21年には続けて３件の差別落書き事件が発生しました。本年度に行った意識調査でも38.3％の人が「身近なところで被差別部落の人に対する人権侵害があると思う」と答えています。

同和問題の中でも最も根深いのは結婚差別です。これは近所や職場での付き合いの中では表面化しない差別心が、結婚という身内の問題になると出現するもので、まさに一人一人の人権意識が試される問題といえます。

同和問題の解決のためには、全ての人が避けて通ろうとせず、自分自身の課題として捉えることが重要です。地域や家庭、学校などで自由に意見を交換し、偏見を持たず正しい知識を身に付けられる社会をつくっていきましょう。

【問い合わせ】
内子町教育委員会(内子分庁内)
自治・学習課　生涯学習係
☎０８９３（４４）２１１４

○お世話になります、人権擁護委員さん

10月１日付けで法務大臣から、**谷岡進（すすむ）さん＝川登＝**が人権擁護委員に委嘱されました。人権擁護委員は、私たちの身近な相談パートナーです。悩みがあるときは気軽にご相談ください。

【問い合わせ】
住民課　人権対策係
☎０８９３（４４）６１５２

コラム＊ねんきん瓦版

国民年金保険料の一部免除を受けたときは残りの保険料の納付を忘れずに

●**国民年金保険料の一部免除制度**

国民年金保険料は、本人・世帯主・配偶者の前年の所得（１～６月に申請する場合は前々年の所得）が一定額以下の場合は、申請して承認を受けると納付が免除されます。

免除される額は、①全額②４分の３③半額④４分の１の４段階に分かれます。

このうち②～④は、納付すべき保険料の一部のみが免除されることから「一部免除」といいます。一部免除を受ける場合は、納付すべき保険料から免除額を差し引いた残りの保険料を必ず納めなければなりません。これを納めない場合は、免除が承認されていても未納期間となりますので、忘れずに納めましょう。

●**保険料の納期限**

毎月の保険料は、翌月の末日までに納付することになっています。そして２年を経過すると、時効によって保険料を納めることができなくなります。

保険料の一部免除を受けた場合でも、免除されていない残りの保険料は、この納期限までに納めなければなりません。十分ご注意ください。

【問い合わせ】
○住民課　国民年金係
☎０８９３（４４）６１５２
○松山西年金事務所
☎０８９（９２５）５１０５

おわびと訂正　10月号の「ねんきん瓦版」に間違いがありました。おわびして訂正します。

●社会保険料控除証明書が送付されます
▷送付時期（1）　誤：11月１日～９月30日に納付した人
正：**１月**１日～９月30日に納付した人